ž

法第四十三条第四項

あると認める場合において、都道府県知事の承認を受けたときは、条例で、当該市町村が開設者の同意を得て定める療養取扱 機関について療養の給付を受ける被保険者から、当該療養取扱機関に対する支払に代えて、 とすることができる。 当該市町村に係る被保険者の大多数につき前条第一項並びに第一項及び第二項の規定によりがたい特別の事情が 一部負担金を直接に徴収するも

採用する理由も単に便宜的なもののみでなく、市町村の被保険者の経済的実態からしてまことにやむを得ないと考え られるものも中にはあつたと想像され、 の規定を設けるに至つたのである。 旧法のもとにおいて一部負担金の取扱いとして保険者徴収の方法によつていた保険者はかなりあり、 これについては何らかの特例が必要であると考えられ、 法第四十三条第四項 保険者徴収

の性格上、ケースが極めて特殊的かつ例外的と考えることが必要である。 この規定の適用ならびに運用に当たつては 一部負担金の窓口払の原則の確立ならびに特例の取扱いおよび本規定

被保険者の大多数とは、字句の示すとおり当該市町村の被保険者総数のおおむね三分の二の多数をい ないことを注意しなければならない。

は窓口払は即時払のことであるが、 市町村の慣習として行なわれるであろう窓口払にもよりがたい場合と解釈すべきである。 窓口払によりがたい「特別の事情」とは、極念的な意味の窓口払によりがたい特別の事情ということではなく、当 一般にいずれの市町村においても受診に限らず種々な取引等の経済行為について すなわち、 厳密な意味で

第一項の窓口払の規定の適用については十分法律的根拠となるものである。 その市町村の経済慣習にもとづく決済方法の実態があるのであつて、この慣習法ともいうべきものは、 法第四十二条

合当然にはあてはまらない。 際して一部負担金の額を知つているということはまずないのであるから概念的な意味での即時払という方法はこの場 さらに、診療契約という特殊な法律行為を前提とする診療の実態からいつて、被保険者があらかじめ自己の受診に

考えられているのであつて、 くてはならない。 したがつて、窓口払というのは、 本制度も、 別に、 このような形での窓口払が行なわれがたい特別の事情がある場合と解されな 特別の事情がなくても、通常市町村の実情、慣習等によつて幅の広い形で

を得る時期が季節的に限定され、 に存在している場合などである。 このような前提で、 特別の事情とは、 かつ、 日常生法上の債務の決済が一年の一定時期において行なわれる慣習が一般的 被保険者の生計がもつばら特殊の仕事養蚕等に依存しているため、 現金収入

収入時期が季節的であるということだけでは理由が薄弱であつて、実態を考慮すべきである つともこのような事情でも、 一定時期の収入といつても日常生活上、通常一年にならして支出を図るのである

いうようなことは問題でなく、あくまで大多数の被保険者の実態を調査した上でのことである。 客観的に認定されるものでなければならず、 特別の事情があると認めるとは、保険者としての市町村が事情があると認めることに合理性があり、 単に大多数被保険者の希望、 医療担当者の希望あるいは市町村の方針と う、 それが

都道府県知事の承認は、 市町村の承認申請、 この場合要式行為として市町村より提出される申請警に基づいて行な

に対して市町村は争うことができない。 承認または不承認のいずれかがあり、 これも文書をもつて指令し、この都道府県知事の自由裁量たる行政処分

備えない実態について承認することは違法の処分と解される。 都道府県知事の承認は、市町村の申請の実態を審査のうえ行なうべきこととされ、 それによらず、 また法の要件を

和三十四年三月三十一日までの三箇月間は、さきの特別の事情がなくても、一部負担金を直接に徴収する こと がで なので、これを救済するため、 ることが難くし、また、それ以外の市町村でも保険者徴収によつている場合には即時に窓口払に切り換ることも困難 法第四十二条第一項の規定は当然昭和三十四年一月一日から施行され、すべての保険者は窓口払によることとなつ かつ、都道府県知事の承認も要しないとされた。 法律の公布時期がこの施行期日に切迫していたため、 施行令附則第六項の規定で経過措置を定め、 特別の事情がある市町村でも都道府県知事の承認を受け 保険者徴収を行なつていた市町村は、

知事の承認を受けたものに限られ したがつて、 現在では、 この経過措置は適用されないから、 一般的直接徴収制度は、 特別の事情があつて都道府県

者の被保険者に対する徴収権限および被保険者の納付義務は存在しない これによらない保険者の直接徴収は、 違法であり、 被保険者および療養取扱機関の債権債務は発生し、 こととなる。 カュ つ、

注

令附則第六項

(一部負担金の支払に関する特例)

るものとすることができ、 までの間は、法第四十三条第四項に規定する特別の事情がない場合においても、同項の規定により一部負担金を直接に徴収す 三十五条の普通国民健康保険組合及び同法第四十三条の社団法人を含む。次項において同じ。)は、 定により、療養の給付を受ける者又は世帯主たる被保険者から直接に一部負担金を徴収することとしている市町村(施行法第 この政令の施行の際現に従前の国民健康保険法(昭和四十三年法律第六十号。 かつ、 直接に徴収するものとするにつき同項の規定による都道府県知事の承認を受けることを要し 以下「旧法」という。)第八条ノ九第一項の規 昭和三十四年三月三十一日

6

# 第五款 一部負担金の取扱上の諸責任

する費用の十分の三を療養取扱機関に支払わなければならないこととなり、 新法においては一部負担金の窓口払の原則が確立され、その後の改正によつて被保険者はかならず療養の給付に要 取扱上の第一次的責任は被保険者にあることが明らかにされた。 一部負担金の支払の責任者は被保険者で

に比べてこの負担能力という点が特に問題になる。 の一部負担金の負担能力という点が問題になつているが、 昭和三十二年の健康保険法の一部改正法案の国会審議においても、 しかしながらここで考慮しなければならないことは、国民健康保険の被保険者世帯の一部負担金の負担能力である 国民健康保険の被保険者世帯の所得水準からみて健康保険 一部負担金の窓口払制度の創設に関し被保険者

負担金の全部または一部の支払ができない場合と何らかの事情による不払という場合が考えられる。 そこで一部負担金の末払ということも考えられ、 その場合に法律上どうなるかという問題が起るが、 これ には

第二編 本論 第四章 保険給

うことになつて療養取扱機関に損害を及ぼすことになるので、これでは療養担当者の協力を得て国民健康保険を実施 し国民皆保険体制を確立することはできない。 こういう事態が発生することは療養取扱機関が被保険者から直接受け取るべき金額を受け取ることができないとい

酬以外に保険者が療養取扱機関に支払りべき金額というものはほかに見出すことができない。 の十分の七であり、そしてこれは保険料と国庫負担金、 さればといつて国民健康保険制度上は、保険者が療養取扱機関に支払うべき診療報酬は、療養の給付に要する費用 調整交付金、補助金等で賄うこととされ、かつ、 この診療報

用の十分の七であつて、それ以上の額を支払うことはできない。換言すれば被保険者には保険料というかたちで負担 金を療養取扱機関に支払わしめられることとなる。 能力がないので、被保険者は療養の給付を受けるときは、 したがつて保険者は、 保険料から、 つまり診療報酬として一般的に支払うことのできる額は療養の給付に要する費 国民健康保険制度上被保険者の負担責任として、 一部負担

場合は、保険料と国庫負担金(税金)、すなわち全被保険者と国民の負担によつて、 の減免または徴収猶予の制度によつて措置される。 これは通常の状態であるが、 被保険者が特別の理由により一部負担金を窓口払のかたちで負担することができない 被保険者の申請に基づく保険者

るために、国民健康保険制度は保険者の経済的出損者としての被保険者にその責任を負わさせたのである. このように特別の事情がある場合における一部負担金の支払不能による療養取扱機関に及ぼす経済的損失を防止す

一次責任が明らかにされた。 これによつて一部負担金の取扱上の第二次責任は被保険者に次いで保険者にあり、 また、 保険者の滅免等による第

明らかに被保険者の作為、怠慢その他被保険者の人格的事由として通常その被保険者の責に帰すべき事由であると考 受けるべき特別の理由のない者、さらに言い換えれば一部負担金を窓口で支払うことができる被保険者が、一部負担 ないのである。 えられるから、 金を窓口で支払わない場合は、支払不能によるものではなく、不払または緊急やむを得ない事由による場合であつて そこでこの減免または徴収猶予の措置を受けなかつた被保険者、つまり法律で定める減免または徴収猶予の措置を 他の全被保険者の拠出金である保険料を基にして診療報酬外の金銭給付の責に任ずることは保険者に

ては不備といわなくてはならず、そのため当面の当事者である療養取扱機関にも公法上の責任ないし義務を遂行して もらうこととし、 しかしながら、 一方保険者としても最大限可能なことをしてもらうことが必要であると考えられる。 単に一被保険者の人格的非難事項として処理するには、国民健康保険制度のような社会的制度とし

る一部負担金の受領責任であり、 金の取扱いに関して第三次的責任者は療養取扱機関であり、 これを制度化したものが法第四十二条第二項の規定による療養取扱機関の善良なる管理者と同一の注意をもつてす そして療養取扱機関の請求に基づいて保険者が行なう処分である。前者は一部負担 保険者は保険者自身として第二次責任を有するものであ

保険発第二四号

厚生省保険局国民健康保険課長昭和三十五年二月二十四日

第二編 本論 第四章 保険給付

都道府県民生(局)部長 殿

一部負担金の取扱いについて

この取扱いについては、 国民健康保険法の一部負担金の取扱いについては、昭和三十四年三月三十日保発第二一号をもつて通知されたところであるが、 なお左記事項を十分御留意のうえ、その適正な実施を期するよう御配慮を煩わしたい。

記

- 一部負担金については、保険者及び療養取扱機関それぞれの次の努力によつてはじめてその制度が円滑に実施されるもので
- 被保険者がすみやかに一部負担金を当該療養取扱機関に支払りより配慮すること。 保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめている場合において、療養取扱機関からその旨の通知を受けたときは、 保険者は、被保険者が一部負担金の支払義務を履行しなければならない旨を徹底させること、例えば、療養取扱機関が被
- てその趣旨を普及させること。 一部負担金の支払困難な者に対する徴収猶予及び減免の制度の適正な運用を行なうとともに、被保険者に対し
- □ 療養取扱機関は、一部負担金の収納義務の履行に努力すること。
- を図るものであること。 当該減免又は徴収猶予に係る一部負担金の額は、 負担金を支払うことが困難であると認められたものに対しては、保険者がその一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を講じ、 療養取扱機関について療養の給付を受ける者で、前記通知第一の減免事由又は徴収猶予事由に該当し、 保険者が療養取扱機関に支払りこととし、 療養取扱機関に対する支払の円滑 療養取扱機関に
- 三 二によって一部負担金の減免又は徴収猶子を受けた者以外の者は、当然療養取扱機関に一部負担金を支払うことができる者 療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめなかつた場合を除き、 被保険者が

その一部負担金を徴収して療養取扱機関に交付し、一部負担金の徴収の確保を図るものであること。 その一部負担金の全部または一部を支払わないときは、保険者がその療養取扱機関の請求により保険料等徴収金の例によつて、

なお、この場合における当該療養取扱機関ないし国民健康保険医の診療応需義務については、 「健康保険法の一部を改正する法律の施行について」第三(一部負担金に関する事項)によること。 昭和三十二年五月十五日保発

# 第六款 一部負担金の受領(善管注意)

### 療養取扱機関の責任

収金の例によりこれを処分することができる。 全部または一部を支払わないときは、保険者は、 な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、 法第四十二条第二項の規定により、 療養取扱機関は一部負担金の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良 当該療養取扱機関の請求に基づき、 なお被保険者が当該一部負担金の 国民健康保険法の規定による徴

民健康保険事業の運営上重要な意義を有することにかんがみ受領責任があるものとして提出されたものである。 養取扱機関としては当然自己の責任において一部負担金の支払を受けることになるが、それとともに一部負担金の国 窓口払いが行なわれるべき場合には、被保険者は法律上一部負担金を療養取扱機関に対して支払うべき義務を負い 本項は、窓口払いが行なわれるべき場合の一部負担金についての療養取扱機関の受領責任を明確にした規定である。 保険者が療養取扱機関に対して支払う診療報酬の額からはその一部負担金相当額が法律上除外されるので、

第二編 本論 第四章 保険給付

れを療養取扱機関に交付することとし、療養取扱機関に強制徴収権限がないためにおこる損失を強制徴収権限を有す 法は保険者が療養取扱機関の請求により保険料その他の徴収金の例によつてその未払一部負担金を処分したうえ、こ る保険者が代つて徴収しようという趣旨である。 そして本項は、第一項および第四十四条が一部負担金の支払の適正を図るのに対して、徴収の確保を図る規定であ 療養取扱機関と保険者が共同して徴収に努力する方針のもとに制度化されたものである。そしてその最後的な方

後もしくは減額後の一部負担金であつてその額が特定されるので特定された一部負担金という意味である。 療養取扱機関の受領責任の対象となる一部負担金は、法第四十二条第一項の一部負担金または負担割合の引き下げ

行なうものであり、 療養取扱機関は、 従来の善管注意義務の履行の前後を問わず、末払分は保険者負担分として請求することができない。 かりに療養取扱機関が行なつても減額分は保険者に対して診療報酬として請求することはできな 公法上特定された一部負担金の額を、法律上減額することはできない。減額は、すべて保険者が

施設である療養取扱機関の場合は、地方自治法上債権管理の制約がある 思表示は当然許されるが、この場合、国民健康保険法上の保障はもちろん与えられない。 療養取扱機関と被保険者との間の私法上の債権債務関係として、債権の全部または一部の放棄、変更等の意 もつとも市町村の直営診療

この受領責任の内容は善良なる管理者と同一の注意をもつて行なうことであり、 その効果として保険者の処分が実

## 一 善良な管理者と同一の注意

とは異り、 善良な管理者と同一の注意とは、 昭和三十四年三月三十日保発第二十一号は次のように示している。 もとより民法その他の実定法制上の善良なる管理者の注意という場合の法律関係

注意義務をつくしたものとは認められないものであること。 程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行なわれ この場合における善良な管理者と同一の注意とは、療養取扱機関の開設者という地位にある者に対し、 るものではなく、 良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならないこと。 「療養取扱機関が法第四十二条第二項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該療養取扱機関の開設者は、善 客観的事情に基づき、具体的ケースに即して行なわれるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、 一般的に要求される相当

- 療養の給付が行なわれた際に、一部負担金を支払りべきことを告げるのみであること
- 2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。
- 3 再診の場合に、催促しないこと。」

憾なく設定することには困難がともなう。 この事例では積極的事例に欠けるが、 本来具体的ケースについて判断すべき事項について具体的事例を観念的に遺

療養取扱機関の注意義務の挙証責任は療養取扱機関により、 そしてその認定権限は保険者にある。

づく注意義務より高い内容が要求される。 この注意義務の程度は、 相当の注意に次ぎ自己のためにする注意に優るので、 自己の能力に応じた主観的事情に基

件を把握することができるものと考えられているのである。 の運営における一部負担金の意義および性格を認識し、また、 人であつても国民健康保険事業という公共事業の業務を取り扱う機関としての人格者である以上、国民健康保険事業 義務者の社会的地位において普通人としての注意義務が要求され、療養取扱機関は、 一部負担金の支払義務者のおかれている立場および条 その開設者が自然人または法

欠除、 慣習、 なう被保険者の支払能力の醸成という客観的事情に対しては督促を重ねる等の弾力性が必要である。 さらに義務者の主観的事情が考慮されないことからして、療養取扱機関の督促、受領等の努力に当たり医療機関 受領の遅滞その他の作為または不作為は注意義務をつくしたものとは認められない。市町村の景気回復にとも 人員不足、 休業というような内部的特殊事情は理由とならないので、 このような事情にある場合の受領努力の

括履行というものは考えられない。以上要するに普通の注意義務の履行によつて十分と考えられる。 この労力は具体的事情に即して行なうので、療養取扱機関の一律一遍のやり方あるいは療養取扱機関の集団による

に行なわれ、 療報酬の支払が最短二箇月間かかることのふり合いを考えると、この後にくる保険者の処分がその最初の段階で順調 注意期間は、前記通知で最短二箇月間とし、抽象的な注意義務の内容と期間の面で具体的なものとしているが、 被保険者から保険者に対して納付が行なわれるならば、 この期間は大体において妥当な期間と考えられ

## 第七款 保険者の徴収処分

#### 保険者の処分責任

るわけである。 療養取扱機関が、 善管注意を果したと客観的に認められる場合は、 保険者に対して処分の請求を行なうことがで

取扱機関の請求にもとづいて、代つて一部負担金を徴収しようとする趣旨である ない。そこで、 康保険の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理されたものであつて、 療養取扱機関が、 療養取扱機関が善管注意を果しても、なお被保険者が一部負担金を支払わないときは、 国民健康保険法上の地位としては、 単に病院、診療所または薬局として、 債権に対する強制処分権を持つているわけでは 都道府県知事に国民健 保険者が療養

部負担金の徴収を確保することによつて一部負担金の支払の円滑をはかろうとするものである これによつて、保険者は、保険者の減免および徴収猶予の措置による一部負担金の支払額の適正化と相まつて、

ならば、保険者の強制処分権の発動を要請するためには、 を履行しなければならないのである。 るためには、 もちろん、これは地方公共団体などとしての保険者の強制処分権によるものであつて、 療養取扱機関の善管注意義務の履行があつてからのことである。逆に、療養取扱機関の側に対していう 自らの義務として法に定められた要件である善管注意義務 この強制処分権を発動させ

# | 善管注意中の療養取扱機関に対する保険者の協力

ではない 一部負担金の窓口払に関して、 保険者の強制処分権というような公権力の発動が、 一部負担金の窓口払制度の目的

である。 保険者、 被保険者、 療養取扱機関の普遍の努力によつて、 支払を円滑ならしめることこそが立法の本当の目的な

規定は、 のと考えられる。 保険者の強制処分権の発動は、 一部負担金の支払能力のあるものについての制度なのであつて、 一部負担金制度について、 もともと望ましい手段ではない。法第四十二条第二項の 療養取扱機関の努力によつて支払可能なも

したがつて、 本項の規定は、国民健康保険の実態を如実に示すものであるということができよう。

保険者の法第四十二条第二項の規定による処分は、違法である。 療養取扱機関の善管注意期間は、形式的・実質的に二箇月間とされた。 これ以前における、 また、 手続によらな

はないからである。 の支出は、 場合とは異り、 この段階において保険者から療養取扱機関に交付される金は、右の処分による金に限られるわけである。 地方公共団体の会計法令上正当な債務として支払われることができない。 保険者が処分による徴収金を療養取扱機関に交付するものであつて、 これは、 いわゆる立替払をするもので 一部負担金の徴収猶予 それ以外

被保険者に対して、 一部負担金の支払義務を果すことについての趣旨徹底を図るべきであり、 趣旨徹底

に対して一部負担金を療養取扱機関に支払うよう連絡あるいは、その旨の周知を行なうことである。このようにする 療養取扱機関が善管注意義務履行中、 ことによつて、 の方法としては教育、 この趣旨普及の一手段として保険者の協力によつて、療養取扱機関の一部負担金の受領を図るという方法があり、 被保険者は療養取扱機関に対する支払を実行することとなることも考えられるからである 指導、広報その他、市町村が市町村としてとることができる手段をとることが妥当である。 少なくとも一箇月経過後に、療養取扱機関の連絡によつて 保険者が被保険者

#### 三 処 分

支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部または一部につき、 金の支払義務が発生した日から起算しておおむね二箇月を経過した後、行なうものとすること。 法第四十二条第二項の規定による処分の請求は、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の その一部負担

規定による徴収金の例により当該請求に係る処分を行なつたうえ、療養取扱機関に対して当該処分に係る徴収金のう ちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする(昭和三四・三・三○保発二一号)。 保険者は、 療養取扱機関からの請求を受けたときは、 各療養取扱機関の請求を審査し、すみやかに国保法の

べたところにより明からである。 請求を受けたときの保険者の審査についての基本方針は、 善管注意義務履行の如何にあることは、 すでに述

第四章

#### 四督促

たと認められるとき、 保険者は請求を受け、 世帯主に対して督促をすることになる。 療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を受けることにつとめ

適正な期限とすることはもちろんである。 **督促状の指定期限は、** 督促状を発送する日から起算して十日以上経過した日であるが、 世帯主の納付能力に応じて

付するようになることが期待される。 の意義を知り、支払うということもあり得ると思われるからである。 この保険者処分に移つた場合の一部負担金の徴収の段階において、督促だけで被保険者が一部負担金を保険者に納 つまり、 市町村の督促状を受けることによつて、 被保険者が一 部負担金の支払

ることもあり得るわけであり、こういう臨機の措置も必要に応じて考えられる. したがつて正式の文書として督促状を出す前に、 そういう事実上の催告行為を行なうことによつて、 目的を達成す

#### 五 処分の猶予

収を確保することができるのである。 収法の例による地方自治法の定めるところによつて、 部負担金は、 督促期限を過ぎた場合にただちに滞納整理に入るということも考えられるが、 あくまで円滑な支払を行なわせることが大切であるとともに、 処分猶予を行なうことによつて、 全額徴収を確保するとい 一部負担金の全額について徴 事情によつては国税徴

期間滞納処分の執行を猶予し、 分野の問題であつて、市町村の他の徴収金と同じように行なわれることである。 ることによつて、ただちに執行する場合にくらべて、徴収上有利と認められる事情がある場合においては、その一定 ただちに滞納処分を執行すれば、世帯の生活の維持を著しく阻害するおそれがあり、 一部負担金の徴収確保を図ることができる。もつとも、 この取扱いは、 かつ、執行を一定期間猶予す 国税徴収法の

価額が徴収しようとする一部負担金に不足することが明らかと認められる場合がある。 徴収上有利と認められる場合としては、 世帯主の財産について現在滞納分をしようとすれば、 その財産の処分予定

いた場合、 一部負担金が円滑に支払われていた場合もある。また徴収猶予や、 滞納処分を執行しようとすれば、 または過去において支払の事実がなくても現在において誠実な納付の意志を有していると認められる場合 その財産からして適正な価額にする買受人を得る見込のない場合、 事実上の猶予の場合などにおいて確実に履行して または、

これらの処分猶予は、 かならずしも世帯主の申請に基づかないで、 取扱いをもつて猶予することもできるのである。

#### 六 分 割 払

ることとし、 の例による場合の徴収猶予については、 一部負担金の支払義務は、即時払であるが、 事情によつては、 世帯主の納付能力に応じた分割徴収の方法によることもできる。 分割徴収ができる。 保険者が徴収猶予した場合の徴収または保険者処分の場合の国税徴収 この場合の徴収方法としては、 均等分割の徴収法によ

徴収金の徴収猶予の取消については、 一部負担金の徴収猶予の取消の場合に準じてよい。 基本的に国税徴収法に

場合によつては納付資力の増加等の事由が生じた場合は、 以上の処分猶予は、事実上行なつてもさしつかえない。 取消に代えて猶予期間の短縮をすることもできるの

# 第八款・一部負担金の減免および徴収猶予

#### 一意義

四条一項)。これは同条第二項で第四十三条第四項の規定により一部負担金を保険者が直接徴収している場合も同様で 対する支払にかえて一部負担金を直接に徴収することしてその徴収を猶予することができることとされてい 保険者は一部負担金の支払困難な者に対しては、 さらに、看護または移送の給付に関する一部負担金を納付する場合も同様である(法五二条三項)。 一部負担金を減額し、その支払を免除し、または療養取扱機関に

に対しては、 たせば保険者は減免を行なうことが考えられるが、法律上は保険者の自由裁量に属する性質のものであつてこの処分 これはさきに述べたように一部負担金についての保険者の第一次的責任である。 審査請求および訴訟ができない。 法令等に基づいて所定の要件を充

## 二 減免および徴収猶予の決定

村長の権限に属するものと考えられ、 一部負担金の減免または徴収猶予の措置を講ずる場合の市町村議会および条例との関係であるが、 条例事項になじまない。 本措置は、 市町

きないものと解される。 ことができ、議会の議決を要しないものであり、 また、この権限は、地方自治法上も議会の権限に属さないので、市町村長独りで減免または徴収猶予の措置をとる かつ、 市町村の条例で議会の議決事項とすることも制度の趣旨上で

### 三 一部負担金の減免

は、 一部負担金の減額とは、 一部負担金の全額についてその支払または納付の義務を免かれさせることである。 被保険者が支払い、または給付すべき一部負担金の額の一部を減ずることであり、 免除と

ると認めるときに限られている。 う世帯主または組合員が次のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となつた場合において必要があ 特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払困難とは、 減免の場合は、 一部負担金の支払または納付の義務を負

- 震災、 風水害、 火災その他これらに類する災害により死亡し、不具者となり、または資産に重大な損害を受け
- 干ばつ、 冷害、 凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- 臼 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 四 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

(昭和三四・三・三〇保発二一号)

この生活困難の認定は、地域の特殊事情、 被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮される。

一部負担金の滅免の措置を受けようとする者は、 あらかじめ保険者に対して、 申請書を提出しなければならない。

第二編本論 第四章 保険給付

扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつて支払の受領につとめ、なお支払わない場合などに減免措置を行なうとい うことは、適法とはいえない。 減免措置は、 減免措置を受けずに、 被保険者の診療前に行なりのが本来の方法であつて、やむを得ない場合に診療中ということも考えら つまり一部負担金の負担能力がある者が受診後に一部負担金を支払わないため療養取

収を行なつている例外的な場合とか看護または移送の給付の場合には、その旨を申請者に通知することとされている。 添えて療養取扱機関に提出する。 減免の措置を受けた者は、療養取扱機関について療養の給付を受けようとするときは、この証明書を被保険者証に 一部負担金の減免の決定をしたときは、すみやかに証明書を申請者に交付し、 一部負担金について保険者の直接徴

で行なりことを考えても傷病等の存在しない減免措置はあり得ない。 て行なうものであるから、特定被保険者の特定傷病が存在しない場合には行なうことはできない。 つど発生する一部負担金の性格からしても、また、減免措置が一部負担金の予想額に対してその支払困難という前提 減免措置は、法の定めるところにより、特定被保険者の特定傷病に対して、一部負担金の納付義務者に対し このことは診療の

険者はただちにその一部負担金の減免を取り消さなければならない。 偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の滅免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、

機関に通知するとともに、 に返還させるものとする。 そして療養取扱機関について療養の給付を受けた場合は、 当該被保険者がその取消の日の前日までに減免措置によりその支払を免かれた額を保険者 保険者は、ただちにその旨および取消年月日を療養取扱

寮養取扱機関が保険者に請求することができる費用の額に含まれる。 法第四十五条第一項の規定により、被保険者が療養取扱機関に支払うことを要しないこととなつたこの一部負担金は、 取扱機関に支払えば足り、 減免の効果は、法第四十四条第二項の規定により減額の場合はその措置を受けた者は減額された一部負担金を療養 免除の場合はその措置を受けた者は、 一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要せず、

#### 国民健康保険法

### (療養取扱機関の診療報酬)

第四十五条 る場合にあつては、世帯主又は組合員)が当該療養取扱機関に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除 請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者(第五十七条に規定す 保険者は、療養の給付に関する費用を療養取扱機関に支払うものとし、療養取扱機関が療養の給付に関し保険者に

- 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定の例
- 関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、 保険者は、都道府県知事の認可を受け、療養取扱機関との契約により、当該療養取扱機関において行われる療養の給付に 前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をするこ
- 定する額の算定方法及び前項の定に照らして審査した上、支払うものとする。 療養取扱機関から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、 第四十条に規定する準則並びに第二項に規
- 5 保険者は、 前項の規定により審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会(加入し

二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。 ている保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和

前五項に規定するもののほか、療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

### 四 一部負担金の徴収猶予

または納付の場合は、 に対する支払に代えて、 一部負担金の徴収猶予とは、一部負担金は療養取扱機関に支払うことを建前とするから、 単に徴収を猶予することである。 一部負担金を保険者が直接に徴収することとし、 その徴収を猶予することであり、 その場合は療養取扱機関 直接徴収

合において必要と認めるときに限つて行なわれる。 徴収猶予の場合は、 滅免と異り若干要件が緩和され、 減免の各号要件に該当したことにより、 生活困難となつた場

ことができるに至つた後ただちに提出しなければならない 申請は、 減免の場合と同様であるが、 ただ急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、 申請書を提出する

証明書の交付または通知は、減免の場合と同様である。

養の給付を取り扱う場合は、その者が事後にかならず徴収猶予証明書を提出することを署名確認させた上、 金を支払わせないこととする。 したがつて、 療養取扱機関が、 緊急やむを得ない理由で第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療 一部負担

もし被保険者が徴収猶予証明書を第二診療日までに提出しないときは、 療養取扱機関は保険者に連絡し、 その者に

を支払わせることとされている。 対して、徴収猶予の申請があり、 証明書が発行されるかどうかを確め、 一徴収猶予の該当者でない場合は、 一部負担金

ない状態に戻さなければならない。 徴収猶予は継継的な特別の事情を前提とするものであるから、 特別の事情がなくなれば、 本来の徴収猶予の措置の

あると認められるとき、 担金の全部または一部について、その徴収猶予を取り消すことができるし、また一時に徴収することができる。 そこで、保険者は、 徴収猶予の措置を受けた者が、 または一部負担金の納入を免れようとする行為があつたときは、 資力その他の事情が変化したため徴収猶予することが不適当で その徴収猶予とした一部負

二項)。 徴収猶予の効果としては、その措置を受けた者は、 一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない(法四四条

金は、 ことになる。 また、 法第四十五条第一項の規定により、 徴収猶予の措置を受けたことにより被保険者が療養取扱機関に支払うことを要しないことになつた一部負担 療養取扱機関が保険者に対して請求することができる費用の額に含まれる